

申請に対する処分

処分名	葬祭費の支給決定
根拠法令	奄美市国民健康保険条例第7条
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用）市民課（笠利）

1 審査基準

申請を行うことができる人

死亡した被保険者の葬祭を行う人

支給申請の方法

「葬祭費支給申請書」を提出する。

（喪主の認め印と手続きに来庁した方の身分証明書が必要）

支給の要件

被保険者が死亡したとき。（自殺・特別失踪宣告は支給対象となるが、民法第30条による失踪宣告は対象とならない。）

2 標準処理時間

1～7日